

技術教育研究会と私の歩み

17

佐々木 享

最初の『技術科教育法』の刊行

1972年には、お茶の水女子大の吉田昇氏の紹介が契機となり、原正敏・佐々木享編『技術科教育法』（1972年、学文社）が刊行された。書物の構成には工夫をこらしたつもりだが、その執筆者の大半を技教研の会員にお願いしたので、私たちの主張をまとめるよい機会であり、それをかなり積極的に前面に押し出すことができた。執筆者はそれぞれ力のこもった論考を寄せて下さり、安っぽい教科教育法とはひと味違ったよい本ができた。技教研編と銘打ってはいないが、私たち技術教育研究会にこういう書物を作る力量ができたことを示す記念碑的書物だったとも言える。値段を安く、かつ早く造ろうとするためか民間教育研究運動関係の書物には粗雑な仕事が希でないので、この本の編集者の仕事がたいへん丁寧だったことも嬉しかった。

名古屋大学教育学部へ赴任する（1976年4月）

私は、定年で退官された長谷川淳先生の後任として、1976年4月から名古屋大学教育学部へ赴任した。名大教育学部にはかねてから日本では最初となる「技術教育学」講座を新設する構想があり、長谷川先生在任中には実現しなかったが、引き続き文部省に設置を要求するということが私が招かれたわけである。（技術教育学講座は私の在任中の1980年に実現した。）私自身は43歳になって初めて、給料を頂くためのしごとと研究が分離している状態から解放された。

名大の定年までは20年もあるので、名古屋に自宅を新築することにした。家が完成するまでの1年間は東京から通ったから、技教研の事務局長の仕事もそのまま続けた。ただし前任の専修大学には、私が採用した最後のゼミ生が卒業する77年度まで出講した。つまり77年は名古屋から東京に通った。

名大に赴任した翌年の77年2月10日には、東京の拙宅が放火される事件があった。妻一人で寝ていた夜中の午前3時ごろであったが、飼い犬の「レリー」が激しく吠えたので目を覚まし、玄関周辺が焼けただけでことなきを得た。

事務局長を河野義顕氏と交替する（1976年8月）

名古屋に転居するつもりだった私は、1976年8月の全国大会の夜の総会で、満6年間続けた事務局長を辞任した。次期事務局長は常任委員会の協議ですんなりと河野義顕氏に決まった。第3代の事務局長を河野義顕氏が快諾して下さったことは、有り難かった。多忙な現場の教師が事務局長の仕事を立てに勤めるという路線は、河野氏により敷かれた。

河野事務局長のしごとぶりは、『常任委員会ニュース』を毎月発行するなどまことに精力的だった。しかし、これ以後の技教研の運動については河野義顕氏以下の歴代事務局長に語って頂くべきだと思うので、以下には私自身のことを若干述べるにとどめる。

名古屋大学勤務の時期

名古屋大学には1976年4月から96年3月までまる20年間勤めた。

周知のように日本の教育では、『学習指導要領』の影響がことのほか大きい。ところがこの『学習指導要領』などどこにもあると思っていたら、揃えている研究機関が全くないらしいことに気づいたので、名大での研究面での最初の仕事は、全国の主な大学や図書館を調べ歩いて、かつて文部省が刊行した(すなわち官報告示方式以前の)『学習指導要領』を収集することだった。実を言えば、若い時に化学の研究所に働いていた経験があるためか、教育学研究の分野ではごく基本的な資料が然るべき研究機関にさえ揃えられていないこと、そのことを研究者たちが意に介していないらしいことは、私には驚きだった。

調べ歩いて見つけたもののコピーを作り、全体のリストを作るに過ぎないという単純なしごとの意義を認める学風が名大教育学部にあったことは、私には幸いだった。

この他、大学院生の井上知則氏の協力を得て、戦前に文部省から定期的に刊行された調査資料のリストをまとめたこともある。

『学習指導要領』復刻版の刊行に協力する

その後間もなく、私とは独立に『学習指導要領』の存在状況を調査していた国立教育研究所の中村紀久二氏のしごとを中心として、日本図書センターから刊行物の形態の『学習指導要領』の全冊を復刻する企画が生まれ、私にも協力が求められた。私は、名大の学部の『紀要』に書いたリストを存分に活用して頂くというかたちで協力し、協力者氏名の一人として名前を連ねることにとどめさせて頂いた。余談だが、もともと中村氏のおしごとが緻密なことを知っていたので、「佐々木氏には格別お世話になっ

た」などと書かなくてもよいですと言って、その前書き部分を削って頂いたところ、中村氏はその「解説」に私の形式をそのまま採用したので、この「解説」は私の論文の剽窃ではないか、などという人が現れたのには恐縮した。

学校教育法成立史研究

名大教育学部に赴任した早々に、尊敬する同僚の鈴木英一氏の肝いりで私の『高校教育論』の合評会が開かれた。その席で教育基本法成立史研究の権威である鈴木氏から、学校教育法の成立過程の説明に私が利用した史料に疑問があるとのことをご注意頂いた。

『高校教育論』の特徴の一つは学校教育法の第41条が掲げている「高等普通教育及び専門教育を施す」という高校教育の目的規定に注目したところにあったから、これは重要な問題提起だった。調べてみると、教育基本法の制定過程については鈴木英一氏の精力的なしごとがあるけれども、学校教育法の制定過程の研究はまだ全く手が付けられていない。そこで以後数年あちこちを調べ歩いた。この間に、寺崎昌男氏のお世話で、敗戦直後の文部省で青少年課長として学校教育法案作成に当たり学校教育の目的や目標関係の条項を担当していた坂元彦太郎氏の聴き取りもした(坂元彦太郎氏はその後初代の職業教育課長となった。またコンピュータ教育や情報教育で今をときめく坂元昂氏は彦太郎氏のご子息で、若い時には東京工大で長谷川淳先生とは同僚の関係にあった)。その後、技術教育学講座、教育行政及び制度講座及び教育史講座の大学院生諸氏の協力を得て、収集した史料を中心に『学校教育法成立史関係資料』(1983年3月)がまとめられた。また後に『講座日本教育史』第4巻(1984年、第一法規)に書いた「学校教育法の成立」は、このテーマに関する私なりのまとめである。鈴木氏の問題提起から9年目だった。(つづく)